

「子育て」と「就労」の両立を支援します!!

病児・病後児保育施設

市立病院南館 1 階に 10 月 24 日オープン!!

市では、お子さんが病気または病気の回復期のため集団保育が困難になったとき、就労、傷病、出産などの理由で、家庭での保育が困難な保護者に代わって保育する「病児・病後児保育施設」がオープンします。専用施設で保育士と看護師が連携してお子さんをお世話しますので、どうしても仕事を休めないときなどに、どうぞご利用ください。

対象の子ども

生後6か月～小学校3年生で、市内の保育所(園)・市立病院院内保育所・幼稚園・学童保育所を利用している子ども



対象となる病気

- ◆ かぜ・気管支炎・中耳炎などの日常見られる疾患
- ◆ 水ぼうそう・おたふくかぜなどの伝染性疾患
- ◆ ぜんそくなどの慢性疾患
- ※ 病児・病後児保育施設の利用可否は、医師の意見を尊重します

利用するには

① 事前登録

お預かりする子どもの健康に関する状況を把握し当日の受付をスムーズにするため、事前登録をお願いしています。市内施設を利用している方には「事前登録申請書」を配布しています。母子手帳を参考に必要事項を記入し、児童家庭係に提出してください。

② 利用予約・病院受診

事前に病児・病後児保育施設に連絡をして、定員の空き情報を確認してください。その後、医療機関を受診し、医師に「医師連絡票」の発行を依頼してください。市内の医療機関であれば発行費用は無料です。

- ◆ 連絡先：病児・病後児保育施設 ☎ 2 2 7 8

③ 利用申請

医師から発行を受けた「医師連絡票」を添えて「利用申請書」を提出します。

- ※ 1 施設を利用する際は、子どもの昼食、処方された薬、着替えなどをご持参ください
- ※ 2 利用料のお支払いについては、納入通知書をお渡ししますので、市内各金融機関にてお支払いください

利用料(利用者負担額)

- ◆ 利用料：1日2,000円
- ◆ 延長保育：200円
- ① 市内に住所がある生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯は無料
- ② 市外に住所がある場合は1日3,000円
- ※ 利用料の決定にあたり確認書類の提出が必要になる場合があります

利用日・利用時間

- ◆ 通常保育
月～土曜日 午前7時15分～午後6時15分
- ◆ 延長保育
月～土曜日 午後6時15分～午後7時まで
- ◆ 休所日
日曜日、祝日、12月31日～1月5日
- ◆ 定員 3人

【お問い合わせ】 児童家庭係 ☎ 2 1 2 1